科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
（サービスの目的） 第１条 科学技術情報発信・流通総合システム（以下「総合システム」という。）は、学協会、国公立試験研究機関並びに研究開発又は研究開発支援を目的とする独立行政法人等（以下「学協会等」という。）が発行する、雑誌、予稿集等の科学技術刊行物（人文科学・社会科学に関するものを含む。以下「科学技術刊行物」という。）の電子化を支援し、電子化された科学技術刊行物の国内及び国際的流通を促進するとともに、オープンアクセスを推進する情報発信・流通基盤としての役割を果たすことを目的とするサービスである。		
（本規約の目的） 第２条 本規約は、~~科学技術情報発信・流通総合システム（以下「~~総合システム~~」という。）~~の 円滑な運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条 本規約は、科学技術情報発信・流通総合システム（以下「総合システム」という。）の 円滑な運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	
（定義） 第３条 本規約において「総合システム」とは、~~学協会、国公立試験研究機関並びに研究開発又は研究開発支援を目的とする独立行政法人等（以下「~~学協会等~~」という。）~~が発行する、~~雑誌、予稿集等の科学技術刊行物（人文科学・社会科学に関するものを含む。以下「~~科学技術刊行物~~」という。）~~の電子化を支援するとともに、電子化された科学技術刊行物の国内及び国際的流通を促進するシステムであり、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に設置されているハードウェア群及びそれに関わるソフトウェア群をいう。	（定義） 第２条 本規約において「総合システム」とは、学協会、国公立試験研究機関並びに研究開発又は研究開発支援を目的とする独立行政法人等（以下「学協会等」という。）が発行する、雑誌、予稿集等の科学技術刊行物（人文科学・社会科学に関するものを含む。以下「科学技術刊行物」という。）の電子化を支援するとともに、電子化された科学技術刊行物の国内及び国際的流通を促進するシステムであり、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に設置されているハードウェア群及びそれに関わるソフトウェア群をいう。	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
２ 本規約において「総合システム」の「利用」とは、科学技術刊行物の電子化の支援を受けるとともに電子化された科学技術刊行物の国内及び国際的流通を促進するために総合システムを使用することをいう。	２ 本規約において「総合システム」の「利用」とは、科学技術刊行物の電子化の支援を受けるとともに電子化された科学技術刊行物の国内及び国際的流通を促進するために総合システムを使用することをいう。	
（利用学協会等） 第４条 総合システムを利用しようとする学協会等は、本規約を承認の上、機構の定める様式に従い、機構に利用の承認を申請するものとする。 ２ 機構は、前項の申請に基づき、その裁量により、当該申請を行った学協会等による総合システムの利用が適当か否かを判断し、適当と認めた場合には、これを承認し、不適当と認めた場合は不承認とする。適当か否かは~~主に~~以下の全要件を満たすか否かにより判断するものとする。なお、以下の要件にかかわらず、機構が本サービスの目的と照らして適当であると認められるものである場合は、一定の条件の下に承認する。	（利用学協会等） 第３条 総合システムを利用しようとする学協会等は、本規約を承認の上、機構の定める様式に従い、機構に利用の承認を申請するものとする。 ２ 機構は、前項の申請に基づき、その裁量により、当該申請を行った学協会等による総合システムの利用が適当か否かを判断し、適当と認めた場合には、これを承認し、不適当と認めた場合は不承認とする。適当か否かは主に以下の全要件を満たすか否かにより判断するものとする。	
（１）非営利であること。 （２）査読・審査済み論文（投稿を広く受け付けるものであること）を掲載した科学技術刊行物を既に発行している、あるいは発行する予定があること。 （３）利用体制の整備等、総合システムの効果的な利用が見込めること。 （４）総合システムを用いて科学技術刊行物を継続的に電子化・登載する体制を有していること。 （５）第１７条に定める事項に違反しないこと。 （６）前各号のほか、機構が適格であると認めること。	（１）非営利であること。 （２）査読・審査済み論文（投稿を広く受け付けるものであること）を掲載した科学技術刊行物を既に発行している、あるいは発行する予定があること。 （３）利用体制の整備等、総合システムの効果的な利用が見込めること。	
３ 機構は、承認、不承認に関わらず、利用申請のあった学協会等に対	３ 機構は、承認、不承認に関わらず、利用申請のあった学協会等に対	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
して前項に基づく判断の結果を通知する。以下、利用を承認された学協会等を「利用学協会等」という。 （総合システムの運用） 第５条 機構は、総合システムを開発し、運用する。 ２ 機構は、利用学協会等が総合システムの利用を開始するとき、利用形態を変更するときあるいは総合システムの仕様に変更があるときは、利用学協会等に対して適切な支援を行う。 ３ 機構は、総合システムの開発及び運用について必要のあるときは、利用学協会等と~~個別に~~協議するものとする。 （運用への協力） 第６条 利用学協会等は総合システムの利用において、機構が行う総合システムの運用に誠実に協力するものとする。 （科学技術刊行物の登載及びその条件） 第７条 利用学協会等は、総合システムを利用して電子化された科学技術刊行物を全て総合システムに登載するものとし、正確なメタデータの入力に努めるものとする。 ２ 利用学協会等は、総合システムのチェックによりエラーが生じたとき、又は、閲覧者等から誤りの指摘があった場合には情報を修正するものとする。 ３ 前項の修正を行わない情報については、機構は第８条に定める外部連携を保証しない。	して前項に基づく判断の結果を通知する。以下、利用を承認された学協会等を「利用学協会等」という。 （総合システムの運用） 第４条 機構は、総合システムを開発し、運用する。 ２ 機構は、利用学協会等が総合システムの利用を開始するとき、利用形態を変更するときあるいは総合システムの仕様に変更があるときは、利用学協会等に対して適切な支援を行う。 ３ 機構は、総合システムの開発及び運用について必要のあるときは、利用学協会等と個別に協議するものとする。 （運用への協力） 第５条 利用学協会等は総合システムの利用において、機構が行う総合システムの運用に誠実に協力するものとする。 （科学技術刊行物の登載及びその条件） 第６条 利用学協会等は、総合システムを利用して電子化された科学技術刊行物を全て総合システムに登載するものとする。	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
４ 機構は、総合システムに登載した科学技術刊行物の、次の各号に記載される情報をサービス向上目的、学術・科学技術施策のための調査・分析・研究目的に無償にて利用することができ~~る。~~、国の政策検討の場に提供できるものとする。但し、文献データベース作成時における総合システムの利用については、機構の定める「J-STAGE 登載文献の利用細則」（以下「利用細則」という。）に従うものとする。 （１）著者抄録情報 （２）書誌情報 （３）引用情報及び参照情報 （４）全文情報 （５）アクセスログ情報	２ 機構は、総合システムに登載した科学技術刊行物の、次の各号に記載される情報を無償にて利用することができる。但し、文献データベース作成時における総合システムの利用については、機構の定める「J-STAGE 登載文献の利用細則」（以下「利用細則」という。）に従うものとする。 （１）著者抄録情報 （２）書誌情報 （３）引用情報及び参照情報	
５ 機構は、総合システムに登載した科学技術刊行物の全文情報を、機構が作成する文献データベースの作成時に無償にて閲覧あるいは参照することができる。	３ 機構は、総合システムに登載した科学技術刊行物の全文情報を、機構が作成する文献データベースの作成時に無償にて閲覧あるいは参照することができる。	
６ 機構は、利用学協会等の承諾を得た上で、総合システムに登載した科学技術刊行物の、次の各号に記載される情報を利用することができるものとする。 （１）第三者への原文献提供のための全文情報 （２）その他機構と利用学協会等が合意した情報	４ 機構は、利用学協会等の承諾を得た上で、総合システムに登載した科学技術刊行物の、次の各号に記載される情報を利用することができるものとする。 （１）第三者への原文献提供のための全文情報 （２）その他機構と利用学協会等が合意した情報	
７ 機構は、利用学協会等が総合システムの利用を停止した後においても、既に総合システムに登載した情報について第４項、第５項、第６項を適用することができる。		
８ 機構は、利用学協会等が総合システムに登載した科学技術刊行物により第三者が損害を被った場合であっても、その責を負わないものとす	５ 機構は、利用学協会等が総合システムに登載した科学技術刊行物により第三者が損害を被った場合であっても、その責を負わないものとす	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
る。 ９ 機構は、利用学協会等が総合システムに登載した科学技術刊行物が公序良俗に反する恐れのある場合は、その登載を拒否することができる。 １０ 機構は、次の各号に該当するものを登載することを禁止する。 （１）人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの （２）他を誹謗、中傷又は排斥するもの （３）政治活動を目的とするもの （４）宗教活動を目的とするもの （５）広告又は宣伝目的のもの （６）社会的に不適切なもの （７）以上のほか、機構が本サービス目的に照らし適切でないと判断するもの １１ 機構は、前号のいずれかに該当するものが登載されていると認められた場合は、事前の予告なく、利用の停止、刊行物の全部又は一部の掲載の取り止め又は削除、その他の措置を講ずることができる。 １２ 機構は、利用学協会等が第４条で利用を承認されてから１年の間に、科学技術刊行物を総合システムに登載を開始しない場合は、利用承認を取り消すことができるものとする。 （外部連携） 第８条 機構は、総合システムにおいて電子化された科学技術刊行物の流通を促進するため、国内外の学術情報データベース等（以下「外部連携先等」という。）と連携し、外部連携先等とJ-STAGEの関連登載情報	る。 ６機構は、利用学協会等が総合システムに登載した科学技術刊行物が公序良俗に反する恐れのある場合は、その登載を拒否することができる。 ７ 機構は、総合システムにおいて電子化された科学技術刊行物の流通を促進するため、国内外の学術情報データベース等（以下「外部連携先等」という。）と連携し、外部連携先等とJ-STAGEの関連登載情報との	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
とのリンクサービスを提供する。 （１）機構は、新規の外部連携先等とのリンクサービスを開始する場合には、機構の定める方式により利用学協会に当該リンクサービスについて周知の上、当該外部連携先等に対し科学技術刊行物のメタデータ等を提供する。 ~~（２）利用学協会等は、機構の定める方式による申告を行うことにより、前号（１）に定めるリンクサービスの適用を拒むことができる。~~ （２）機構は、総合システムおよび外部連携先等で不具合が生じた場合は、データの修正を行うことがあるものとする。 （著作権等） 第９条 総合システムに登載することにより、科学技術刊行物の著作権が機構に譲渡されるものではない。 ２ 利用学協会等は、総合システムに登載した科学技術刊行物を機構が利用することが、第三者の著作権、著作者人格権、営業秘密その他の一切の権利の侵害とならないことを表明し、保証するものとする。 ３ 利用学協会等は、著作権法第３１条柱書及び同法施行令第１ 条の３第１項に規定される「図書館等」の利用者（当該図書館等に対して複製を依頼した者を含む。）が自ら来館して利用する場合に限り、当該利用者又は当該利用者から複製の依頼を受けた当該図書館等が当該図書館等において総合システムにアクセスし、総合システムに登載された科学技術刊行物のうち無償公開されている部分（全文 PDF、抄録、引用文献、電子付録等を含むがこれらに限られない。）を当該図書館等においてプリントアウト（当該無償公開されている部分のうち、学協会がプリント	リンクサービスを提供する。 （１）機構は、新規の外部連携先等とのリンクサービスを開始する場合には、機構の定める方式により利用学協会に当該リンクサービスについて周知の上、当該外部連携先等に対し科学技術刊行物のメタデータ等を提供する。 （２）利用学協会等は、機構の定める方式による申告を行うことにより、前号（１）に定めるリンクサービスの適用を拒むことができる。 （著作権等） 第７条 総合システムに登載することにより、科学技術刊行物の著作権が機構に譲渡されるものではない。 ２ 利用学協会等は、総合システムに登載した科学技術刊行物を機構が利用することが、第三者の著作権、著作者人格権、営業秘密その他の一切の権利の侵害とならないことを表明し、保証するものとする。 ３ 利用学協会等は、著作権法第３１条柱書及び同法施行令第1 条の３第１項に規定される「図書館等」の利用者（当該図書館等に対して複製を依頼した者を含む。）が自ら来館して利用する場合に限り、当該利用者又は当該利用者から複製の依頼を受けた当該図書館等が当該図書館等において総合システムにアクセスし、総合システムに登載された科学技術刊行物のうち無償公開されている部分（全文PDF、抄録、引用文献、電子付録等を含むがこれらに限られない。）を当該図書館等においてプリントアウト（当該無償公開されている部分のうち、学協会がプリント	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
アウト制限を行っているものについてはこの限りでない。）することにより複製することを無償で許諾する。かかる複製は１論文当たり１部に限定されるものとする。 ４　前項に加えて、利用学協会等は、本規約又はその利用細則の目的を阻害しない限りにおいて、図書館との間で別途総合システムに登載された科学技術刊行物の複製等に関する有償の許諾の合意を行うことができる。なお、機構は、その時点において総合システムが提供する機能の範囲内である場合にのみ、かかる有償の許諾の合意に沿った機能を提供するものとし、当該機能の範囲を越える場合には利用学協会と協議するものとする。 （運用経費） 第１０条 機構は、総合システムに関わる次の各号の経費を負担する。 （１）総合システムのハードウェア及びソフトウェアの導入費及び維持管理費 （２）電子化された科学技術刊行物のバックアップ取得を含む保守運用経費 ２　利用学協会等は、総合システムの利用に関わる次の各号の経費を負担する。 （１）総合システム以外の機器及び設備 （２）総合システムへの回線接続 （３）電子化された科学技術刊行物の冊子体出版等に必要な処理及び操作 ３　総合システムの運用に際して、利用学協会等からの特別の要求によ	アウト制限を行っているものについてはこの限りでない。）することにより複製することを無償で許諾する。かかる複製は１論文当たり１部に限定されるものとする。 ４　前項に加えて、利用学協会等は、本規約又はその利用細則の目的を阻害しない限りにおいて、図書館との間で別途総合システムに登載された科学技術刊行物の複製等に関する有償の許諾の合意を行うことができる。なお、機構は、その時点において総合システムが提供する機能の範囲内である場合にのみ、かかる有償の許諾の合意に沿った機能を提供するものとし、当該機能の範囲を越える場合には利用学協会と協議するものとする。 （運用経費） 第８条 機構は、総合システムに関わる次の各号の経費を負担する。 （１）総合システムのハードウェア及びソフトウェアの導入費及び維持管理費 （２）電子化された科学技術刊行物のバックアップ取得を含む保守運用経費 ２　利用学協会等は、総合システムの利用に関わる次の各号の経費を負担する。 （１）総合システム以外の機器及び設備 （２）総合システムへの回線接続 （３）電子化された科学技術刊行物の冊子体出版等に必要な処理及び操作 ３　総合システムの運用に際して、利用学協会等からの特別の要求によ	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
り総合システムの開発等が必要とされる場合は、利用学協会等の負担とする。	り総合システムの開発等が必要とされる場合は、利用学協会等の負担とする。	
（メンテナンス等による総合システムの一時停止） 第１１条 機構が、定期的なメンテナンスその他の理由により、総合システムの運用を一時停止する場合、原則としてその１ヶ月前までに利用学協会等に通知する。 ２ 前号にかかわらず、セキュリティを確保する必要が生じた場合その他サービスの運営に支障が生じると機構が判断した場合には、事前に通知することなく、サービスの全部または一部の提供を中断または停止する等の必要な措置を取ることができるものとする。この場合に学協会等に生じた損害について、機構は一切責任を負わないものとする。	（メンテナンス等による総合システムの一時停止） 第９条 機構が、定期的なメンテナンスその他の理由により、総合システムの運用を一時停止する場合、原則としてその１ヶ月前までに利用学協会等に通知する。	
（総合システム運用の停止） 第１２条 機構が、自らの事情により総合システムの運用を停止する場合、その２年前までに利用学協会等に通知する。 ２ 機構は、前項に関し利用学協会等から要請があった場合、総合システムを構成するソフトウェアを貸与するものとする。	（総合システム運用の停止） 第１０条 機構が、自らの事情により総合システムの運用を停止する場合、その２年前までに利用学協会等に通知する。 ２ 機構は、前項に関し利用学協会等から要請があった場合、総合システムを構成するソフトウェアを貸与するものとする。	
（総合システムの利用停止） 第１３条 利用学協会等が、総合システムの利用を停止する場合、その６ヶ月前までに機構に書面にて通知する。	（総合システムの利用停止） 第１１条 利用学協会等が、総合システムの利用を停止する場合、その６ヶ月前までに機構に書面にて通知する。	
（守秘義務）	（守秘義務）	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
第１４条 秘密情報とは、文書による場合であるか否かを問わず、本規約に関連して機構又は利用学協会等が他の当事者から開示を受けた情報をいう。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。 （１）他の当事者から開示された時点で、既に公知となっていたもの （２）他の当事者から開示された後、自らの責によらず公知となったもの （３）他の当事者から開示された時点で、既に自ら保有していたもの （４）正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく開示されたもの ２ 各当事者は、秘密情報についてその秘密を保持し、当該秘密情報を提供した当事者の書面による同意なくして、第三者にこれを漏洩したり開示してはならない。 ３ 各当事者が、法令、規則等により秘密情報の開示を要求された場合、他の当事者に対し、その旨を直ちに通知の上、開示が必要とされる限度において秘密情報を開示することができる。 （非常時における本サービスの利用制限） 第１５条 機構は、天災、火災、戦争、破壊行為等の事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、総合システムの利用を制限し、または中止する措置を取ることができる。	第１２条 秘密情報とは、文書による場合であるか否かを問わず、本規約に関連して機構又は利用学協会等が他の当事者から開示を受けた情報をいう。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。 （１）他の当事者から開示された時点で、既に公知となっていたもの （２）他の当事者から開示された後、自らの責によらず公知となったもの （３）他の当事者から開示された時点で、既に自ら保有していたもの （４）正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく開示されたもの ２ 各当事者は、秘密情報についてその秘密を保持し、当該秘密情報を提供した当事者の書面による同意なくして、第三者にこれを漏洩したり開示してはならない。 ３ 各当事者が、法令、規則等により秘密情報の開示を要求された場合、他の当事者に対し、その旨を直ちに通知の上、開示が必要とされる限度において秘密情報を開示することができる。 （非常時における本サービスの利用制限） 第１３条 機構は、天災、火災、戦争、破壊行為等の事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、総合システムの利用を制限し、または中止する措置を取ることができる。	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
２ 前項の他、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、総合システムの利用を制限し、または中止することがある。 （１）機構の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。 （２）電気通信事業者等が総合システムの一部を構成するサービスの提供を中止することにより、機構において総合システムによるサービスの提供を行うことが困難になったとき。 ３ 機構が前各項に基づき総合システムを制限又は中止したことにより、利用学協会等に損害が生じた場合であっても、かかる損害が機構の故意又は重大な過失に起因するものでない限り、利用学協会等は機構に対して損害の賠償を求めることはできない。 （免責） 第１６条 機構は、総合システムの提供について、明示的であると黙示的であるとを問わず、全ての法的権利、商品性、権利侵害の有無、特定の目的のための適合性を含む全ての事項について、一切の保証を行わない。 ２ 機構は、次の各号の事由にもとづく、電子化された科学技術刊行物の滅失または総合システムの停止等により利用学協会等が被った損害について、その責任を負わない。 （１）地震、火災、戦争、破壊行為等の天災ないしは人災等、機構の責によらない事由が発生したとき （２）機構の故意もしくは重過失によらない、妨害・侵入もしくは情報改変またはシステム機器等の障害もしくは瑕疵等が生じたとき （３）外部連携先等におけるシステムの仕様や状態、または機構の故意	２ 前項の他、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、総合システムの利用を制限し、または中止することがある。 （１）機構の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。 （２）電気通信事業者等が総合システムの一部を構成するサービスの提供を中止することにより、機構において総合システムによるサービスの提供を行うことが困難になったとき。 ３ 機構が前各項に基づき総合システムを制限又は中止したことにより、利用学協会等に損害が生じた場合であっても、かかる損害が機構の故意又は重大な過失に起因するものでない限り、利用学協会等は機構に対して損害の賠償を求めることはできない。 （免責） 第１４条 機構は、総合システムの提供について、明示的であると黙示的であるとを問わず、全ての法的権利、商品性、権利侵害の有無、特定の目的のための適合性を含む全ての事項について、一切の保証を行わない。 ２ 機構は、次の各号の事由にもとづく、電子化された科学技術刊行物の滅失または総合システムの停止等により利用学協会等が被った損害について、その責任を負わない。 （１）地震、火災、戦争、破壊行為等の天災ないしは人災等、機構の責によらない事由が発生したとき （２）機構の故意もしくは重過失によらない、妨害・侵入もしくは情報改変またはシステム機器等の障害もしくは瑕疵等が生じたとき （３）外部連携先等におけるシステムの仕様や状態、または機構の故意	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
もしくは重過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により、送信または受信された情報に不達・不整合等が生じたとき （４）第５条および第１２条に基づき、総合システムの利用形態または仕様の変更・停止等が行なわれたとき （反社会的勢力等の排除） 第１７条 利用学協会等は、自己、自社若しくはその役職員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他集団的に又は常習的に違法行為を行うことを助長するおそれがある団体若しくはかかる団体の構成員又はこれらに準ずると判断される者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。 ２　利用学協会等は、反社会的勢力等と次のいずれの関係にも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。 （１）反社会的勢力等が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。 （２）　反社会的勢力等が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。 （３）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力等を利用したと認められること。 （４）反社会的勢力等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 （５）その他反社会的勢力等と役員又は経営に実質的に関与している	もしくは重過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により、送信または受信された情報に不達・不整合等が生じたとき （４）第４条および第１０条に基づき、総合システムの利用形態または仕様の変更・停止等が行なわれたとき	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。 3 機構は、第１項又は第２項の確約に反することが判明した場合、何らの催告を要さずに、総合システムの利用を停止することができる。なお、この停止によって生じた利用学協会等の損害について、機構は一切の責任を負わないものとする。 （本規約の変更） 第１８条　機構は、必要に応じて本規約又は利用細則を変更し、総合システムのホームページ上に掲載し又はその他の機構が適切と判断する方法にて利用学協会等に通知するものとする。 （協議） 第１９条 機構は、本規約又は利用細則の定めのない事項について必要のあるときは、個別に利用学協会等と協議するものとする。 （利用承認の取り消し等） 第２０条 利用学協会等が本規約に違反した場合、機構は、当該利用学協会等の利用承認の取消し、利用停止・終了等、機構が必要と認める措置を取ることができる。 （準拠法及び管轄裁判所） 第２１条 本規約は日本法に準拠し、同法に基づき解釈される。また、総合システムの利用に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	（本規約の変更） 第１５条 機構は、本規約又は利用細則を変更する場合、利用学協会等に対し電子メールにより通知するものとし、当該通知の発信より１ヶ月後に本規約の変更の効力が生じるものとする。 （協議） 第１６条 機構は、本規約又は利用細則の定めのない事項について必要のあるときは、個別に利用学協会等と協議するものとする。	

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約　新旧対照表

新（趣旨を変えない範囲で、構成および文章に修正が入る可能性があります）	旧	備考欄
附則（１１科振情第６５号） 本規約は、平成１１年１０月２８日から施行する。 附則（１５科振知集第１１号） 本規約は、平成１５年１１月２７日から施行する。 附則（１６科振知集第３８号） 本規約は、平成１７年３月２８日から施行する。 附則（H18 科振文情第308-1 号） 本規約は、平成１９年３月１６日から施行する。 附則（H22科振知情第245-1号） 本規約は、平成２２年１２月１日から施行する。 附則（H27 科振知情第***-*号） 本規約は、平成２７年９月１日から施行する。	附則（１１科振情第６５号） 本規約は、平成１１年１０月２８日から施行する。 附則（１５科振知集第１１号） 本規約は、平成１５年１１月２７日から施行する。 附則（１６科振知集第３８号） 本規約は、平成１７年３月２８日から施行する。 附則（H18 科振文情第308-1 号） 本規約は、平成１９年３月１６日から施行する。 附則（H22科振知情第245-1号） 本規約は、平成２２年１２月１日から施行する。	